



平成 21 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社近鉄エクスプレス  
代表者名 代表取締役社長 辻本 博圭  
(コード番号 9375 東証一部)  
問合せ先 専務取締役 片岡 清  
T E L : (03)3201-2654

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 12 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を本年 6 月 18 日開催予定の当社第 40 回定時株主総会において付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- ①当社の公告方法を、より周知性が高く経済的な方法である電子公告に改め、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合の措置を定めるものであります。
- ②「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除およびこれに伴う所要の変更を行うものであります。また、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで、株券喪失登録簿の作成および備え置きが義務づけられていることから、株券喪失登録簿に関する規定を附則として設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示す)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第 5 条 当社の <u>公告は、日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を發行する。	【削除】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>②当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に関する手続および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(単元株式数) 第7条 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p>(自己株式の取得) 第8条 【現行どおり】</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) 【現行どおり】</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 【現行どおり】</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 【現行どおり】 ② 【現行どおり】</p> <p>③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>「附則」 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

\*なお、第7条(株券の発行)の削除に伴い、現行の8条以下の条項を順次繰り上げる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 18 日 (木)
定款変更の効力発生予定日	平成 21 年 6 月 18 日 (木)

以 上